

令和5年12月22日
保健福祉政策部
子ども・若者部

生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金の実施について

(付議の要旨)

国の制度の狭間にあり、大学等高等教育への進学・通学に困難を抱えている生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金を実施することを決定する。

1 主旨

生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、全世帯の大学進学率 75.2% に比べ、39.9%

(※1) と著しく低い状況にある。その原因の一つとして、生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、生活保護の適用から外れ、世帯の生活保護費が減額になるという現状がある。このことが進学を考える際に「影響した」と 61.9% が回答している国の調査結果 (※2) もあり、生活保護世帯の子どもの高等教育への進学にあたって、国の生活保護制度が大きな障壁となっている。

こうした現状に鑑み、区として、国の制度の狭間にあり、困難を抱えている生活保護世帯出身の若者の大学等高等教育への進学支援および中退防止を図るべく、給付型奨学金を実施する。

なお、この間、高等教育における経済的負担軽減のための支援として、区では「せたがや若者フェアスタート事業」により児童養護施設や里親のもとを巣立った若者に対する給付型奨学金を実施してきた。また、都が実施している「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を活用した登録企業に対し、令和6年1月より区が登録企業負担額の一部を補助する制度を開始する予定である。

※1 厚生労働省 令和3年度

※2 厚生労働省「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査」

2 背景

- 生活保護世帯の子どもの大学等へ進学した場合、その子どもは世帯分離をしなければならず、両親もしくは母、本人、中学生のきょうだいモデルケースの場合、ふたり親家庭では月額 39,870 円、ひとり親家庭では月額 48,240 円の減額となる。
- 出身世帯の保護費の減額は、生活保護世帯の大学等進学率の低さの要因の一つであると考えられる。
- 国の「高等教育の修学支援新制度」により、国公立の場合約 54 万円、私立の場合約 70 万円、授業料の減免を受けることができるようになったが、大学の学費が平均 120 万円 (※3) ほどかかる中、残りの学費および生活費を学生自ら補う必要がある。
- 多くの学生がアルバイトをするが、翌年度も国の授業料減免を受給するためには非課税となる範囲での就労になるため収入は限られる。
- 国の調査 (※1) によれば、大学等の授業を欠席している理由としては、病気 (体調不

良) やアルバイトが多くなっており、学業と就労の両立が困難となり、大学中退も懸念される現状がある。

※3 JASSO 日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」

3 事業内容

生活困窮世帯の子どもの高等教育における学びを保障するため、国の制度の狭間にあり、大学進学率が著しく低い生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金を実施する。

(1) 事業目的

生活保護世帯出身の若者の大学等高等教育への進学支援及び中退防止を強化する。

(2) 対象者

区内の生活保護世帯出身の大学生等 (※4) 高等教育進学者

※4 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となっている大学、短期大学、高等専門学校 (4・5年)、専門学校

(3) 給付内容

学費 (上限 50 万円)、教材費・通学交通費 (実費)

※「せたがや若者フェアスタート事業」給付型奨学金と同様

※中途退学した場合も返還不要

(4) 周知方法

生活保護ケースワーカーとの連携のもと、高校卒業を控えた子どもや、すでに大学等の高等教育に在籍している若者に周知し、世帯の状況に応じて申請手続きをサポートする。

(5) 実施体制

生活福祉課、各総合支所生活支援課と連携のもと、子ども家庭課で実施

(6) 令和6年度概算経費

31,800千円 (@53万円×60人 (4学年))

※せたがや若者フェアスタート事業の支給実績を踏まえ、一人あたりの支給想定額 (学費、教材費・通学交通費) を算出。

4 今後の方向性

一般世帯の大学等進学率と比べ、生活保護世帯の子どもの大学等進学率が低くとどまっている原因の一つとして、生活保護世帯の子どもが高等教育に進学する場合、世帯員として扱わないこととしている国の方針がある。本事業はこの国の制度の狭間を補完するものであるため、本事業の実施とあわせ、国に生活保護制度等の見直しに向けた要望をしていく。

また住民に最も身近な基礎自治体として、子ども・若者のウェルビーイング (身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること) を実現するため、生活困窮世帯に寄り添った切れ目のない支援を実施するという観点では、高校生世代に対する教育の支援について不十分な現状がある。子どもの生活実態調査の結果をふまえ、子ども計画 (第3期) の策定において、検討を行っていく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年	2月	子ども・若者施策推進特別委員会報告
	4月	事業周知開始
	7月	支給開始

国の高等教育の修学支援新制度

1) 授業料等減免（授業料・入学金の免除または減額）、2) 給付型奨学金の支給により、大学や専門学校などで安心して学べるようにする制度

対象者：

要件をみたす学生全員が支援を受けられる

- ・世帯収入や資産の要件を満たしていること
(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)
- ・学ぶ意欲がある学生等であること
(成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認)

対象になる学校：

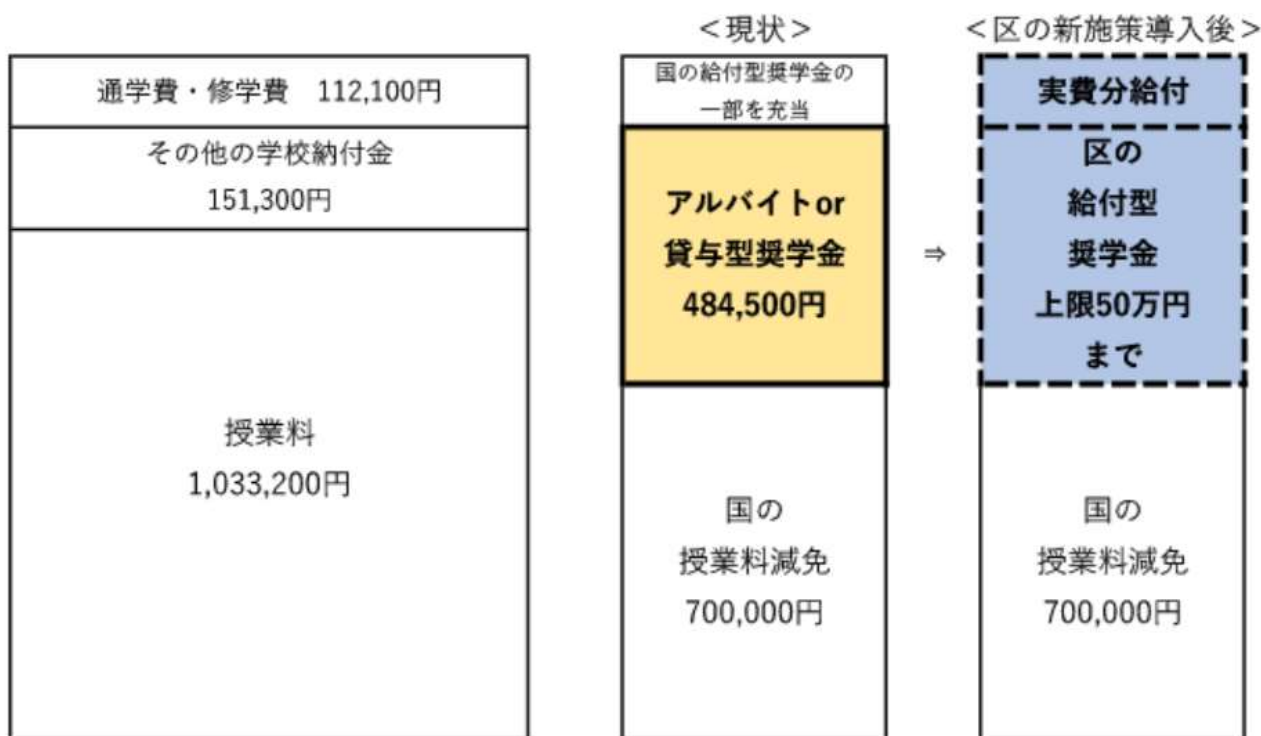
大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

授業料等の減免額・給付型奨学金の支給額：

区分	入学金減免	授業料減免	給付型奨学金
私立大学 (自宅通学)	260,000 円	700,000 円	510,000 円
国公立 (自宅通学)	282,000 円	535,800 円	399,600 円

※生活保護世帯出身で住民税非課税世帯<第1区分>の場合

【参考】私立大学に自宅から通学した場合の通年の学費



※学費に関する出典：JASSO 日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」